

商 品 説 明 書

積立式定期預金（複利エンドレス型）

※この「商品説明書」は、積立式定期預金の商品内容の概要を記載したものです。

詳しくは「積立式定期預金規定」および「定期預金共通規定」をご覧ください。

※本説明書は、令和元年10月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。

1. 商品名	積立式定期預金（複利エンドレス型）
2. ご利用いただける方	個人のお客様
3. 期間	定めはございません。 ご契約後、任意にご指定いただけます。
4. 預入	
(1) 預入方法	分割預入となります。 毎月ご指定の日に普通預金からのお引き落とし、および随時入金により自由に預け入れができます。
(2) 預入金額	1回あたり1,000円以上
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	解約時に一括して払い戻しいたします。 各分割預入されている定期預金ごとに、払い戻すこともできます。
6. 利息	
(1) 適用利率	・固定金利（金利は、各営業店へお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。） ・預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間に応じ預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。 【預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合】 A 1年以上2年未満：当組合所定の「2年未満」の利率 B 2年以上 ：当組合所定の「2年以上」の利率 【預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合】 預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日における当組合所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。
(2) 利払方法	満期日以後に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方式	付利単位を100円とした1年を365日とする1年毎の日割計算。
(4) 税金	・個人のお客様は、利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人（非課税法人を除く）のお客様は、利息に対し総合課税が適用されます。
7. 手数料	
8. 中途解約の取扱い	
(1) 解約の取扱い	満期日前に解約する場合は、その利息は次のとおり計算し、この預金ともに払い戻します。
(2) 中途解約利率	【預金金額ごとの預金が期日指定定期の場合】 預金金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年ごとに複

		利計算した利息とともに払戻します。 ・ 6ヶ月未満 解約日における普通預金利率 ・ 6ヶ月以上1年未満 通帳または証書記載の「2年以上」利率×40% ・ 1年以上1年6ヶ月未満 通帳または証書記載の「2年以上」利率×50% ・ 1年6ヶ月以上2年未満 通帳または証書記載の「2年以上」利率×60% ・ 2年以上2年6ヶ月未満 通帳または証書記載の「2年以上」利率×70% ・ 2年6ヶ月以上3年未満 通帳または証書記載の「2年以上」利率×90% 【預金金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合】 ・ 6ヶ月未満 解約日における普通預金利率 ・ 6ヶ月以上1年未満 適用利率×50%
9. 付加できる特約事項		
	(1) マル優	マル優制度の条件を満たす個人のお客様はご利用いただけます。
	(2) 総合口座	個人で成人のお客様で、自動継続をご利用の場合は、総合口座の担保とすることができます。 貸越利率：担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率 貸越極度額：他の定期性預金担保分を合算した金額の90%、または300万円のいずれか少ない金額。
10. その他参考となる事項		
	(1) 期限後利息	指定した満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	(2) 通帳・証書	通帳を発行します。
	(3) 預金保険制度	本商品は預金保険制度の対象です。（預金保険制度により保護される他の預金と合算して、預金者一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。） 詳しくは、各営業店へお問い合わせください。
11. 苦情処理措置		・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。 【お客様相談室（総務課）】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：045-641-2904 所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp
12. 紛争解決措置		・ 紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

	例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。 横浜弁護士会紛争解決センター(電話：０４５－２１１－７７１６) ※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。
--	--